

第1回 飯舘村復興整備協議会特別会議 議事録

日 時 : 平成27年3月27日(金) 13時45分から14時20分
場 所 : 福島県庁西庁舎12階 講堂
復興整備事業 : 深谷地区太陽光発電用地確保事業
出席者 : 復興庁 福島復興局参事官 堀川昌昭
農林水産省 東北農政局農村振興課長 清水一教
飯舘村農業委員会 会長 菅野宗夫
飯舘村土地改良区 会計主任 杉岡誠
そうま農業協同組合 飯舘総合支店長 庄司正直
企画調整部 土地・水調整課主幹兼副課長 永澤英樹
企画調整部 地域政策課長 鳴原孝之
農林水産部 農業担い手課長 大竹浩二
土木部参事 梅津達男
土木部都市計画課長 関根康孝
土木部まちづくり推進課主幹 佐藤芳之
飯舘村 副村長 門馬伸市
〃 総務課長 中井田榮
〃 総務課主任主査兼企画係長 三瓶真
〃 総務課総務係主査 渡部誉典
〃 総務課企画係主査 今野智和
〃 総務課企画係主査 齋藤博史
〃 総務課企画係副主査 木幡貴彦

○協議内容

- 1 開会(飯舘村 総務課主任主査兼企画係長 三瓶)
 - ・出席者紹介
 - ・会議の公開、非公開についての報告(公開として報告)
 - ・傍聴人への注意事項

2 議事

飯舘村復興整備協議会規約第9条第1項により、飯舘村長代理人の門馬伸市副村長が議長となる。

(議長:飯舘村副村長 門馬)

それでは、飯舘村の現状と課題について、飯舘村から説明願います。

(説明者：飯舘村総務課長 中井田)

それでは、飯舘村の現状と課題についてご説明申し上げます。

【別紙「現状と課題」により説明。】

(議長：飯舘村副村長 門馬)

ただいまの説明について、ご意見・ご質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し

(議長：飯舘村副村長 門馬)

本日は、協議する事項は2点です。

1点目は、復興整備事業である深谷地区太陽光発電用地確保事業の実施に当たり2haを超える農地転用が必要となりますが、事業計画地は農用地区域内の農地であるため、転用許可に先立ち、農用地区域を変更する必要があることから復興特区法第48条第1項第5号の規定に基づき農用地利用計画の変更についてお諮りいたします。

また、農用地利用計画の変更については、復興整備計画が県との共同計画であることから復興特区法第48条第2項の規定に基づき、県知事の同意を要しない事項となります。

2点目は、復興整備事業の実施に当たり、2haを超える農地転用が必要となることから復興特区法第49条第1項に基づき土地利用方針について、農林水産大臣の同意が必要となりますので、農用地利用計画の変更の協議が整った後に、同意について確認させていただきます。

協議の進め方ですが、計画全般及び農用地利用計画の変更について、村から説明させていただきます。

その後に関係者の皆様からご意見をいただきます。

関係者の御意見を伺った後に、土地利用方針について農林水産大臣の同意について、確認させていただきます。

(説明者：飯舘村総務課長 中井田)

それでは、飯舘村復興整備計画(案)について御説明申し上げます。

【様式第2、4、8、9及び構想図等により説明。】

(議長：飯舘村副村長 門馬)

ただいまの説明について、御意見・御質問はございませんか。

飯舘村農業委員会の菅野様、御意見ございませんか。

(出席者：飯舘村農業委員長 菅野)

飯舘村の再生、復興について以前より農業委員会でも継続的に協議及び活動してきた。

今回の深谷地区復興拠点整備については村より説明を受け、今回の申請地について、全員合意のもと活用すべきと判断しております。

(議長：飯舘村副村長 門馬)

ありがとうございました。

続いて、飯舘村土地改良区の杉岡様、御意見ございませんか。

(出席者：飯舘村土地改良区 杉岡)

異議、意見等ございません。

(議長：飯舘村副村長 門馬)

ありがとうございました。

続いて、そうま農業協同組合の庄司様、御意見ございませんか。

(出席者：そうま農業協同組合飯舘総合支店長 庄司)

異議、意見等ございません。

(議長：飯舘村副村長 門馬)

ありがとうございました。

続いて、県農業担い手から御意見ございませんか。

(出席者：農業担い手課長 大竹)

異存ございません。

(議長：飯舘村副村長 門馬)

復興特区法第 48 条第 1 項第 5 号に規定する農用地利用計画の変更については、異議ないものとします。

次に土地利用方針については、復興特区法第 49 条第 1 項の規定により、農林水産大臣の同意を得ることとなっておりますが、東北農政局の清水様、土地利用方針について、同意することに御異議はございませんか。

(出席者：東北農政局振興課長 清水)

ご説明のありました土地利用方針につきましては、異存ございません。

尚、県と村、発電事業者は地域の営農再開に向けた取り組みを農家と協力して推進されるよ

うお願いいたします。

また、福島県におかれましては、今後同様の太陽光発電施設整備事業を計画する場合、県としての土地利用について、早い段階から農林漁業との調整を関係機関と図っていただくようお願いいたします。

(議長：飯舘村副村長 門馬)

ありがとうございます。

今、ご指摘のありました、営農再開に向けては除染後の農地保全管理を含めて、現所在地元の農家の方々と協議をしており、出来るだけ早い時期での営農再開に向けて、村として取り組んでいるところでございます。

それでは、土地利用方針につきましては、農林水産大臣の同意をいただいたものといたします。

以上で、議事を終了いたします。

なお、本日協議しました「飯舘村復興整備計画案」については、異議ないものとし、復興特区法第48条第9項、第50条第1項の規定に基づき、公表することで、農用地利用計画の変更及び農地転用の許可があったものとみなされます。

計画変更については、3月30日(月)に村HPで公表したいと考えております。

3 閉会(飯舘村 総務課主任主査兼企画係長 三瓶)

○協議結果

深谷地区太陽光発電用地確保事業に伴う土地利用方針について、農林水産大臣の同意を得た。
併せて、東日本大震災復興特別区域法第48条第9項、第50条第1項の規定に基づき、公表することで、農用地利用計画の変更及び農地転用の許可があったものとみなされる。